

公募型プロポーザル実施の公示

2022年9月12日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業名

令和4年度広域周遊観光促進事業

「プラスワンナイト事業」推進のための関西全域のルートの強化
造成した滞在コンテンツ専用サイト改修及び多言語化機能実装事業

(2) 事業の目的及び概要

関西は我が国の歴史・伝統・文化の中心であり、多くの観光資源を有するが、現状、外国人旅行者の滞在は大阪・京都に偏り、他の地域への訪問は限定的である。加えて、関西での滞在日数は他の圏域より短く、1人当たり消費額も東京都の10.9万円に比べ、関西では、大阪府の7.3万円を筆頭に他の府県では概ね3万円程度である(観光庁2019)。他方、観光立国の実現のためには関西のインバウンド観光を発展させることが重要であることから、関西の広域観光を促進し、関西一円に旅行者が訪れ、長く滞在し、満足度の高い旅行を体験してもらうことを目指す必要がある。つまり、広域観光を促進することにより、関西での旅行消費額増を実現することを目指す。

今回は「大阪・京都のみを観光し宿泊する旅行者」を、関西各地に誘客するために形成してきたルート作りをさらに進め、関西各地での宿泊増を目指す「プラスワンナイト事業」を推進する。

具体的には、本年度造成する旅行商品(①大阪・京都のみならず関西の他の地域を周遊してもらうための新たなルートの形成、②造成済のルートにさらに1泊したくなるような魅力ある旅行商品の追加、③上記ルート紹介の際に、ルートに関連する各地域DMOがすでに造成した着地型コンテンツ)を効果的に発信できるように、①～③をWEBサイトに掲載し、多言語で表示されるサイト環境を整備する。

(3) 委託金額の上限

6,600千円(税込)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 デジタルマーケティング室

TEL: 06-6223-7203 FAX: 06-6223-7205 メールアドレス:koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

応募期間:2022年9月12日(月)から2022年9月26日(月)12:00まで。

応募方法:全書類を下記 URL よりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

•URL1:募集要領

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/20220912_02.pdf

•URL2:仕様書

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/20220912_03.pdf

•URL3:評価要領

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/20220912_04.pdf

•URL4:評価基準

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/20220912_05.pdf

•URL5:提案書様式(1)～(5)

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/20220912_06.pdf

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2022年9月26日(木)12:00まで、提出先は上記(1)に同じ。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間 2022年 9月20日(火)12:00まで

※メールでのみ受付 質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。閲覧場所 URL:<https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等 説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時 文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開

示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から 1 年間は公表することとする。

① 相手方を決定した日

② 候補者の名称

③ 評価基準

④ 参加者名称(候補者を含む)

⑤ 審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上